

地域指定年度	昭和 46 年度 (1971 年)
整備計画策定年度	昭和 47 年度 (1972 年)
計画見直し年度	平成 2 年度 (1990 年)
	平成 16 年度 (2004 年) (補正)
	平成 24 年度 (2012 年)
	平成 26 年度 (2014 年) (補正)
	平成 28 年度 (2016 年) (補正)
	令和元年度 (2019 年)
	令和 7 年度 (2025 年)

湯前農業振興地域整備計画書

令和 8 年 4 月

熊本県 球磨郡 湯前町

目次

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
2	農用地利用計画	4
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	5
2	農業生産基盤整備開発計画	5
3	森林の整備その他林業の振興との関連	5
4	他事業との関連	6
第 3	農用地等の保全計画	6
1	農用地等の保全の方向	6
2	農用地等保全整備計画	6
3	農用地等の保全のための活動	6
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	7
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	8
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	8
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	10
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	10
第 5	農業近代化施設の整備計画	11
1	農業近代化施設の整備の方向	11
2	農業近代化施設整備計画.....	12
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	12
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	13
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	13
2	農業就農者育成・確保施設整備計画.....	13
3	農業を担うべき者のための支援の活動.....	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	13
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	14
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	14
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	14
3	農業従事者就業促進施設.....	14
4	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第 8	生活環境施設の整備計画	15
1	生活環境施設の整備の目標.....	15
2	生活環境施設整備計画	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	17
第 9	附図（別添）	
1	土地利用計画図	（附図 1 号）
2	農業生産基盤整備開発計画図	（附図 2 号）
3	農用地等保全整備計画図	（附図 3 号）
別記	農用地利用計画	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本町は熊本県の南部、人吉市より東へ約 24 km、球磨盆地の東端に位置し、町の東側は九州山地で隔てられ宮崎県児湯郡西米良村と接し、西から南側にかけては多良木町、北側は球磨川を挟み水上村と接している。東西 8.5km、南北 10.0km、総面積 48.37 km²となっており、その内林野面積が約 7 割強を占めている。また、町の中心部から熊本市まで約 110km、宮崎市まで 120km、鹿児島市まで 110km となっている。

本町の水田地帯は約 80%が平坦地で、町の中央を北東から南西に幸野溝が貫流しており、河川は北西部を都川、南部を仁原川が西下している。

畑地帯は、北東に高沖台地、南に久野原台地、その中間に上ノ段台地があり、3 つの台地で畑地帯を形成している。

気象条件は、内陸性で昼夜の温度差が大きく、年間平均気温 15.6℃、年間降水量 3,538mm で晩秋から冬にかけては盆地特有の朝霧が発生する。

主な交通網は、基幹道路として国道 219 号が町の中央部を走り、本町を起点として国道 388 号が北へ走っており、この 2 つの国道を軸として 4 つの県道が隣接市町村を結んでいる。また、くま川鉄道が人吉間を往復し、学生や高齢者等の交通弱者の足となっている。くま川鉄道は令和 2 年 7 月の豪雨災害で甚大な被害を受け、現在運行を一部休止しているが、地域自治体が一丸となって、早期復旧に向けた取り組みを行っている。

人口は、昭和 30 年の 8,768 人をピークに 3,390 人（令和 7 年 5 月末時点）と減少し、過疎化が進んでいる。主要産業の農業についても農業従事者の高齢化・担い手不足等から兼業化が一段と進み、耕作放棄地の拡大が懸念される中、農地を有効かつ安定的な経営類型農家・認定農業者等への集積を促進し、本町農業の基盤である優良農地の確保・保全を基本に、増加している耕作放棄地の解消や、定住促進などの地域の振興上必要な非農業的土地需要との調和に留意しながら、秩序ある土地利用を図っていく。また、消費の二極化や健康志向などに象徴されるように消費者の価値観が多様化し、消費行動が細分化する中で、農業の生産サイドでも販売やマーケティングへの理解が求められていることから、消費者との交流による情報収集、消費者のニーズに対応した安全で安心な農産物の生産を推進する。

以下に用途別土地利用と移動の構想を示す。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R6)	674.4	33.5	3.2	0.2	1028.4 (6.8)	51.1 (0.3)	112.0	5.6	30.0	1.5	166.0	8.2	2014.0	100.0
目標 (R16)	674.4	33.5	3.2	0.2	1028.4 (6.8)	51.1 (0.3)	112.0	5.6	30.0	1.5	166.0	8.2	2014.0	100.0
増減	0.0		0.0		0.0 (0.0)		0.0		0.0		0.0		0.0	

(注) () 内は混牧林地林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域にある現況農用地 674.4ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地 522.5ha について、農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地でおおむね 10ha 以上の農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業は除く）の施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・ 地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
 - ・ 国が補助を行わない土地改良事業などの施行に係る区域内にある土地
 - ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者などの担い手の経営地に隣接する一定規模の土地など、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域に含めない。

- (a) 集落内に介在する農用地で、農用地として存続することが困難と認められる農用地
約 96ha
- (b) 自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
約 53ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に点在・介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについては、現況に基づいて農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野がもつ機能と自然環境の保全に留意しながら、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要が見込まれる土地については、農用地区域を設定する方針である。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の現況農用地の利用状況は、田 455.3ha、畑 67.2ha となっている。田は、平坦部にまとまった団地を形成し、畑と採草放牧地は高沖台地・上ノ段台地・久野原台地にまとまっている。

今後は、農業経営の安定向上に資するため生産性の高い基幹作物の振興に努めるとともに、担い手への農地の利用集積、多様な担い手や耕畜連携による耕作放棄地の解消などに努め、農業経営基盤強化促進法施策の積極的な活用により、土地利用型農業と施設園芸のバランスのとれた効率的かつ安定的な農業経営を目指す。

以上の基本方向に基づき農用地区域の設定は下表のとおりとする。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
湯前	522.5 (510.1)	522.5 (510.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	3.2	0.0	527.5	527.5	0.0	3.0
計	522.5	522.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	3.2	0.0	527.5	527.5	0.0	3.0

(注) () 内は、農用地区域の農地のうち、耕作及び作付面積統計において定義する「耕地」の面積である。

イ 用途区分の構想

- (a) 球磨川水系幸野溝、都川水系で上溝、中溝の灌漑用水路を有する水田地帯と、仁原川より取水し灌漑した 400ha については、汎用田として用排水条件の整備がほぼ完了しており、その殆どが団地性 378ha 以上、傾斜度 100 分の 1 未満で構成されている。

今後は、本町農業の中心的な農業地帯として維持、発展を図るため、農地の利用集積、耕作放棄地の防止などに努め、農地の高度利用を図る。

- (b) 団体営等により区画整理された 10 団地、56ha については、一区画 20a～50a で整備されており、団地性 2ha 以上であるが、傾斜度 100 分の 1 未満で構成されている。

今後は、農地の利用集積、集団転作、耕作放棄地の防止などに努め、土地利用型農業と施設園芸により、農地の有効活用を図る。

- (c) 高沖台地、上ノ段台地、久野原台地に展開する農用地約 40ha は総合的に畑地帯であり、県営農地保全事業により整備が図られている。

今後は、樹園地、飼料畑、野菜作付などにより、耕作放棄地の解消などに努め、農地の保全を図っていく。

ウ 特別な用途区分の構想

特別な用途区分は、設定しない。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の水田については、傾斜度 100 分の 1 未満が主で、球磨川水系で幸野溝、都川水系で上溝、中溝、仁原川より取水した灌漑水路により本流域のほとんどの水田地帯を形成している。ほ場整備については自力による整備を含めほぼ完了している。

用排水路は、ほ場整備後約 40 年以上経過し、用水路等の老朽化が進み、改修等の必要な時期を迎えているため今後計画的に改修を行っていく。また、一時的な豪雨の際に、断面不足による越流や浸水が発生する恐れがある箇所については、順次計画的に整備を進めていく。

畑については 3 団地、46ha であるが、傾斜度 2° 未満 29ha、3～7° 17ha から形成されている。圃場整備実施面積は殆どなく未整備の状態であるが、県営農地保全事業が、平成 2 年度より平成 15 年度まで実施され、農地の侵食防止・排水対策の改善が図られている。

農道については、近年、経営規模の拡大や農業機械の大型化に伴い、農業用車両等も大型化する傾向にある中、狭小となっている路線の離合箇所の整備等については必要に応じ整備を進めていく。

また、整備された施設の適切な維持更新を図ることを基本に、地域の状況に応じた農業生産基盤の整備を検討し、生産性の向上と農業経営の安定化を図っていく。

なお、事業の推進にあたっては、生態系等自然環境の保全、水土保持機能、景観への配慮など、農業が有する多面的な機能の発揮を考慮しつつ進めるものとする。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
用水路改良	用水路改修 L=7.0km	二溝	102ha	1	
用水路改良 排水路改良	用水路改修 L=44.9km 排水路改修 L=29.1km	第三多良木	350ha	2	
用水路改良	用水路改修 L=46.9km	球磨南部	4,117ha	3	
用水路改良	用水路改修 L=8.17km	松下・中部	96.9ha	4	
ため池整備	底樋工 改修	第二蓑谷地区	77ha	5	ため池整備事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の総面積 4,837ha のうち森林面積は 3,586ha で、森林比率は約 74%と高いことから、森林の整備の必要性が高まっている。森林は林産物の生産の場としてだけでなく森林資源の造成と国土の保全、水資源のかん養、保健休養の場の提供等の公益機能を有していることから、林業的土地利用と農業的土地利用の調整を図っていく必要がある。

このため、農地開発に当たっては、林業の振興を阻害しないよう関係機関と十分協議の上実施する。

また、森林が治山、治水、土壌保全等の役割を果たすよう配慮するほか、周辺農業生産基盤に及ぼす影響をできるだけ少なくするよう調整する。

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地は、食料の安定供給はもとより、町を保全し生活を守る役割や洪水の防止、水資源の涵養など多面的機能を有しており、その保全は重要である。

このため、農用地を保全し、農地が有する多面的機能の維持を図るため、農用地の利用集積、農業施設の整備等の施策を通じて、耕作放棄地の発生の防止並びに解消に努める。地域内において耕作放棄や管理不十分による農用地等の機能低下を防止するために、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業等により、地域住民一体となって、生態系の保全や景観形成、農村環境に配慮した農地や農業施設の保管理に取り組み農地の有効利用を推進する。併せて、鳥獣被害防止施策などを推進し、農業生産の維持を図っていく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
国版中山間地域等直接支払	対象地への交付金	湯前町全域	382.7ha	-	
湯前版中山間地域直接支払	対象地への交付金	松下、上里、新地、 染田・後原、落鶴・下鶴	54.3ha	-	
多面的機能支払	対象地への交付金	湯前町全域	436.6ha	-	

農用地等保全整備計画図 別添

3 農用地等の保全のための活動

(1) 農地の有効利用

農地を良好な状態で保管理するためには、将来にわたって経営を継続する担い手に委ねることが基本となる。そのため、農地中間管理機構と連携を図り、担い手を中心とした農地の集積・集約化を推進する。

また、法人や新規就農者リターン等の農業者の農業参入を支援し、農地の有効利用を推進する。

さらに、耕畜連携による飼料用稲の栽培など、土地利用型を中心とした作付により耕作放棄地解消に向けた取組を推進する。

(2) 耕作放棄地の再生利用の推進

農業委員会や農業関係団体などの連携のもと、担い手農家、一般社団法人湯前町農業公社を中心として耕作放棄地の再生利用を推進する。

具体的には、農地の貸し借り等を進めながら、生産活動を推進し農地を農地として維持し次

世代へ繋げていく役割を担っていく。また、農作業の受託事業などを実施し、耕作放棄地の解消や防止に努める。

（３）中山間地域等直接支払交付金事業等の活用

本町では、中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、農地の多面的機能を確保する活動の観点から中山間地域等直接支払交付金事業を実施している。令和 7 年度交付対象集落数は、26 集落で対象面積は 382.7ha となっている。また、国の事業要件に該当しない地域においては、湯前版中山間地域直接支払制度を創設し、5 集落・54.3ha で活動が実施されている。

また、多面的機能支払事業の取組が平成 26 年より 436.6ha において取組が行われている。

今後も制度を活用し、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動や環境保全に向けた営農活動を支援し、地域の財産である農地・水・環境の保全を図っていく。

（４）鳥獣被害防止対策

本町では、山間部を中心に鳥獣被害が増加傾向にあるため、山林へネットフェンスを設置し、鳥獣被害防止策を講じた。

今後も、これまで実施してきた捕獲中心の被害対策に加え、集落でまとまった電気柵などの設置や鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを地区組織と一体となって進めていく。

また、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築するとともに、捕獲人材の確保・育成を積極的に進める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の保全については、農業用水を確保、自然環境の保全・形成する面からも非常に密接な関係にある。また、山村地域等の豊かな自然環境・文化・特産物等の地域資源を活用したグリーン・ツーリズムなど都市と山村の交流活動を通じ、農業振興と一体的に進める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町の農業は中核担い手農家を中心に、水稻を基幹として施設園芸、畜産等を組み合わせた複合経営で営まれている。しかし、近年の農産物の販売価格低迷、燃料、資材価格の高騰による農業所得の減少は農家の兼業化に拍車をかけ、後継者不足と農業者の高齢化が顕著となっており、その結果として生じる遊休農地の増加が、農業の置かれた厳しさを示している。

このような状況の中、「食料・農業・農村基本法」の基本理念である食料の安定供給という農業のもつ命題を果たすためには、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体为本町の農業の多くを担うような農業構造を確立することが必要である。

そのため本町では、農業が職業として魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の近代化の促進と意欲ある担い手への農地の集積を推進し、農地を効率的に活用し生産性の向上を図ることが重要である。

そのためには人・農地プラン（地域計画）に位置づけ、農地中間管理事業を行う公益財団法人熊本県農業公社を活用し、農地の集積・集約を促進されるよう利用権の設定等を進め、担い手農家の農業経営の規模拡大を推進する必要がある。

さらに、農業従事者の高齢化に対応し、農業生産の維持・拡大を図っていくためには、担い手の育成・確保が求められており、経営研修や先端技術の習得、後継者グループの育成、農業生産の法人化等を推進し魅力ある就業環境づくりを推進する。

また、近年は農作業の省力化や負担軽減につながるスマート農業技術が開発されており、営農状況に応じたスマート農業技術を積極的に推進する。

《 効率的かつ安定的な農業経営の所得と労働時間の目標 》

目標農業所得・・・主たる従事者1人当たり 概ね300万円以上

労働時間・・・従事者1人当たり 概ね年間2,000時間程度

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家族 経営	イチゴ＋水稲	100a	イチゴ 25a 水稲 70a	-	-
	春夏メロン＋秋冬メロン ＋水稲	210a	水稲 150a 春夏メロン 60a 秋冬メロン 60a	-	-
	イチゴ＋ブドウ	120a	イチゴ 20a ブドウ 100a	-	-
	施設キク＋水稲	200a	施設キク 40a 水稲 150a	-	-
	酪農（ヘルパー型）	1,000a	経産牛 50 頭	-	-
	水稲＋繁殖牛	550a	繁殖牛 40 頭 水稲 150a	-	-
	葉たばこ＋水稲	350a	葉たばこ 200a 水稲 150a 飼料用稲 200a	-	-
法人 経営	水稲＋麦＋大豆	3,000a	水稲 1,800a 大豆 1,000a 麦 1,500a	-	-
協業 経営	水稲＋麦＋大豆	3,000a	水稲 1,800a 大豆 1,200a 麦 3,000a	-	-

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業委員や農地利用最適化推進委員、また農地中間管理機構と連携を図りつつ、担い手の意向も確認しながら、農地の集約化を進めていく。

そのため、湯前町農業公社や湯前町シルバー人材センター等の受託組織の利活用を促しながら、農業者の負担軽減を図る。

また、作付地の集団化やブロックローテーション、遊休農地の活用と流動化を促進し、農地の効率的利用を図るとともに、耕畜連携の強化による飼料用作物の栽培と家畜排泄物の堆肥化などによる資源循環型農業の推進を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

ア 経営規模の拡大化

兼業農家が増加しているが、農地を資産として捉え、手放すことへの抵抗感が根強く残っており、経営規模拡大を希望する担い手への農地の集積が進まない要因の一つとなっている。

このため、農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の普及・啓発に努め、農用地の利用権設定、農作業の受委託の拡大による優れた担い手農家への農用地の集積し経営規模拡大を積極的に推進し、効率的かつ安定的な経営類型農家への面的集積を進める。

イ 効率的な農業経営の確立

意欲のある担い手を中心に、兼業農家等を包含した集落営農組織を育成し、農業従事者の高齢化及び兼業化の情勢の中、地域での話し合いによる合意形成を図りながら、集落リーダーを中心に作付け地の集団化等、農用地の利用計画の樹立、集落内における生産規模の拡大、併せて効率的な農業経営の確立を図る。

ウ 地力の維持増進

畜産農家と耕種農家との連携による堆肥と稲わらの交換等相互補充体制が進んでいる。今後も地力の維持増進を図るため、耕種農家への普及啓発を実施するとともに、畜産農家における排泄物の適正な処理を促進し、環境にやさしい農業を推進する。

エ 法人化の促進

新規就農者の受け皿の確保や農業の振興等を促進するため、企業的経営管理ができる担い手や生産組織については、経営の法人化を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の面積は4,837haで、うち森林面積は3,586ha（74%）となるため、林業と農業の複合経営をしなければならない。そこで、地域林業の組織化を推進するための啓発普及活動による生産組織の強化、就労環境の整備、高性能林業機械の導入・森林施業の省力化に努めるとともに、農業用施設等による間伐材の利用を図りながら、農林業一体となって土地の有効利用を推進する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本町の農業は中核担い手農家を中心に、水稻を基幹として施設園芸、畜産等を組み合わせた複合経営で営まれている。しかし、近年の農産物の販売価格低迷、燃料費・資材価格の高騰による農業所得の減少は農家の兼業化に拍車をかけ、後継者不足と農業者の高齢化が顕著となっており、その結果生じる遊休農地の増加が、農業がおかれた環境の厳しさを示している。

このような状況の中、農業が職業として魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の近代化の促進と意欲ある担い手に農地の集積を図るとともに、安全、安心な農作物と付加価値の高い農産物などの生産・販売を支援し、農業振興を積極的に推進する必要がある。

また、農家所得の安定と向上に向けて、市場出荷に加えて、加工・業務用需要への対応や量販店との契約栽培、地産地消の推進など、多様な流通、販売の展開を図っていかなければならない。家庭、学校、地域が連携して食と農を学ぶ機会の提供や学校給食への地場農産物の活用の推進を図る。

このような基本的な考えに基づく作目別の方向は、次のとおりである。

(1) 作物別の方向

(水稻)

省力化、生産費の低減及び生産性・品質の向上を図ることや優良品種の奨励・普及を推進する。その中で、地域の合意のもとに集落営農や認定農業者等による農地の集積を図るとともに育成強化を図っていく。育苗センター、無人ヘリコプター、カントリーエレベーターを有効利用し、生産の一貫処理体制の促進と効率化を図る。

(麦)

単収の増加や高品質麦の安定生産、低コスト化、流通の合理化等を図り、担い手への農用地の集積を推進し、生産性、収益性の向上を図る。

(野菜)

需要動向に即した計画的な生産・出荷体制の整備を進めるとともに、作業管理等の省力化対策を図り、多様化する食生活に対応した輪作体系を確立する。また、農産加工施設などの利用率向上に努める。

(花卉)

生産施設の自動化、冷房育苗、選花機等の省力機械の導入により高品質・低コスト生産を推進する。

(畜産)

肉用牛については、産肉性に優れた肉用牛への改良を基本に、市場性の高い肉用牛の育成に努めるとともに、転作田や未利用資源等の有効活用、耕畜連携を含めた飼料生産基盤の整備による粗飼料の活用、低コストによる肉用牛の生産を推進する。

乳用牛については、高度な飼養管理による乳量増を追求した経営を図るため、能力向上を図りながら経営条件に応じた省力型施設や機械の整備に努める。

(果樹)

高能率機械や施設の導入、作業の機械化等を推進し、生産性の向上を図る。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業近代化施設整備計画と共に林産物の加工施設等の調査、検討を行い、農業振興地域整備計画との調整を図り、今後の林業の振興を推進する。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

現在、農業就業者育成、確保のための施設は整備されていないが、本町の農業を持続的に発展させるためには、農業後継者や担い手の確保・育成が必要である。他産業へ就業機会が増加する中、後継者や新規就農者へ各種支援策などを広く情報提供するとともに関係機関や農学連携による研修や教育への支援、就農相談を実施し、農業経営の安定化対策を進める。

また、親元就農や新規参入も含めた多様な経営体の相談から定着まで切れ目なくサポートができるような体制を、関係機関と更に連携を図りながら構築する。

2 農業就農者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業後継者や担い手の確保・育成するため、関係機関と連携して、技術、知識に関する研修や自主的な活動に対して支援し、中核的農業者を育成する。さらに、既存の農業者及びその後継者にとどまらず、新規参入者(企業の農業参入も含む)や営農組織(法人を含む)についても可能性を排除せず、担い手の確保を推進する。町の新規学卒就農者数は、皆無に近い中、担い手の高齢化や農業後継者不足は本町の農業における深刻な問題となっている。このため、次世代の本町における農業の人材確保育成を図るため、地域における確保すべき新規就農者の対象を明確化し、関係機関と連携し、確保に即した就農促進を図っていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町の総人口・総世帯数（令和2年国勢調査）は、3,627人・1,401世帯となっている。このうち農業就業人口は、361人（10.0%）、農業経営体（個人経営体）数は229経営体（16.3%）である。個人経営体のうち主業・準主業経営体は84経営体（36.7%）、副業経営体は145経営体（63.3%）を占める状況にある。

これは、農作業の機械化・省力化による余剰労働力の発生及び作業委託により、兼業化がより一層進んできているものと推測される。

今後も既存企業の育成と経営基盤の拡充強化、地場産業の振興を図る事により安定的な就業機会の増大を図る一方、農地の流動化を促進し、認定農業者の育成・確保に努めるため、産業として自立し得る農業経営を目標に農業振興を推進する。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業経営における労働時間、労働報酬、休日等の農業就業の条件等の明確化を図る家族経営協定の導入を推進し、働きやすい就業環境、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を促進する。また、新規就農者に対して、継続的な農業経営ができるようサポート体制を充実させる。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農業振興事業による担い手育成事業は、林業経営の担い手の育成に関連するものであり、林業振興事業との調整を図り、安定収入と雇用の場の確保し就労の定着を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本町では、少子高齢化や兼業化、生活様式の変化、混住化などの進行により、地域の活力低下をはじめ、農地、農業用水の維持管理、さらに農業生産に加えて、環境汚染や地域の伝統文化の衰退なども懸念されている状況である。

このような中で、今後、地区における農業の生産条件と生活環境の調和のとれた発展を図るためには、農業の近代化とともに農村生活環境基盤を整備する必要がある。また、農家・非農家を問わず自主的なコミュニティ活動を積極的に計画し、各種行事を通じた意識の高揚と連帯感を図ることが重要となっている。

農村は食料生産の場とともに豊かな自然のなか、うるおいとやすらぎの提供の場として見直され、地元住民はもとより都市住民にとっても重要な地域である。

農村が持つ豊かな自然を保全しながら、生活基盤を整備し、安全性・利便性の向上を図るため、防災、防犯、交通安全施設等の諸施設の整備、集落内生活道路の改良・補修等を推進する。

(1) 安全性の確保

- ・ 防災については、令和4年度に作成した地区防災計画に即し、町総合防災訓練への参加や各地区単位で防災に関する活動を行う。
- ・ 防火については、今後も防火思想の普及をはじめ、消防施設の設備充実や消防団、町民との協力体制の強化を図り、行政と地域が一体となった火災予防対策を進める。
- ・ 交通事故については、発生件数は減っているものの、高齢者の事故の割合が増加傾向にある。今後は、道路の構造、交通の状況などにより、交通の安全を確保するために必要な交通安全施設の整備を行い、交通事故防止に取り組むとともに、令和5年4月から自転車利用時の乗車用のヘルメット着用が努力義務化されたことを受け、ヘルメット着用率向上を目指す。
- ・ 防犯については、全国的に振り込め詐欺や、声かけ事案など、高齢者や子供をターゲットとした犯罪が増加している。犯罪を未然に防ぐためにも、警察、学校、地域住民等との連携・連絡を密にし、地域ぐるみの犯罪防止に努める。

(2) 保健性の充実

- ・ 上水道については、老朽施設の更新、新たな水源の確保、災害対策などに重点を置き、安定供給のできる水道施設を維持する。
- ・ 公共下水道については、引き続き加入促進を図るほか、下水道区域外の集落については、補助による合併浄化槽の設置を推進し、河川及び農業用水路等の水質汚濁防止に努める。
- ・ ごみ処理については、資源の再利用、ごみの減量化、分別収集及び運搬処理体制の効率化を図る。また、家畜糞尿、農業用廃プラスチックなどの産業廃棄物についても適正な処理対策を継続する。

（３）利便性の向上

- ・ 国道及び県道等の基幹道路については、各種産業振興のため現道の拡幅を含めた整備を促進する。
- ・ 町道、集落道等の生活道路については、歩行者の安全確保、緊急車両、大型機械の通行確保を目指し道路改良及び歩道整備を進め日常生活の利便性の向上を図る。
- ・ 農道については、大型化する農業機械、農産物及び農業資材の搬入円滑化のため、未整備道の改良を推進する。

（４）快適性の向上

- ・ 高齢者福祉については、高齢人口が年少人口を上回っている現状を踏まえて、すべての高齢者が、地域社会において自分らしく、いきいきと健やかに安心して日常生活を送ることができるよう、健康づくりや生きがいづくりへの支援をはじめ、地域ケア体制の強化、介護サービスの充実などを推進する。
- ・ 子育て支援については、家庭における子育ての孤立化を防ぐため、家庭への心的サポートとして、相談しやすい窓口体制づくりや情報交換等ができる場の提供と充実に取り組む。また、通常保育サービスに加え、職業生活と家庭生活との両立の推進、支援策にも努める。
次世代を担う子供たちの健全育成のため、家庭・保育所・小中学校・地域、そして行政が一体となり、地域のさまざまな資源を活用した子ども・子育て支援社会の構築を図る。

（５）文化性の向上

- ・ 文化財については、豊かな歴史や文化財について町民の理解を深めるため、郷土の文化財の保護・活用に努めるとともに地域に残る伝統行事等の継承に努める。また、生涯学習や学校教育、観光レクリエーションといった様々な場面で文化財の活用を図る。さらに、これらの地域資源のネットワーク化を進めながら、農業、観光、教育などと連携のもと、グリーン・ツーリズムを通じた地域の活性化を推進する。
- ・ 生涯学習については、高齢化や就業人口の増加等に伴い、参加者が減少傾向にある。そこで、多様化する住民のニーズに応じた教室講座の充実と指導者養成に取り組む必要がある。
- ・ スポーツ活動については、生涯にわたり健康で明るく充実した生活を送るため、世代にあった運動の機会を設けるなど、施設の整備、スポーツ指導でのサービス向上に努める。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は主として木材生産、国土保全、水源かん養等の場として利用されてきたが、近年余暇の増大により森林の持つ森林浴、森林レクリエーション及び学習の場等の保健休養機能が見直されている。緑豊かな景観を維持し森林の持つ自然環境の維持、国土資源の保全とともに保健、休養等の公益的機能の充実を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 附図

別 添

- | | |
|-----------------|----------|
| 1 土地利用計画図 | (附図 1 号) |
| 2 農業生産基盤整備開発計画図 | (附図 2 号) |
| 3 農用地等保全整備計画図 | (附図 3 号) |

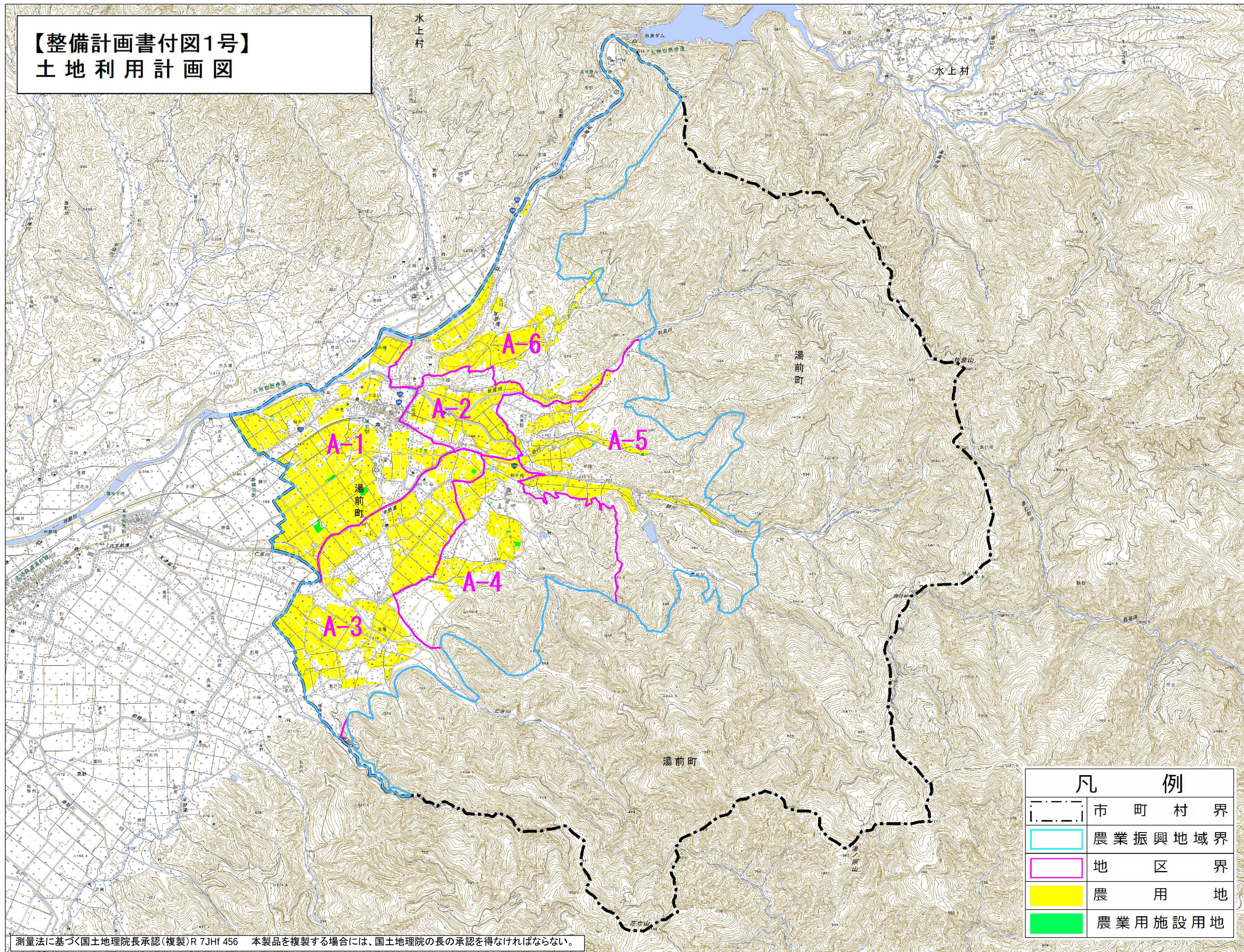
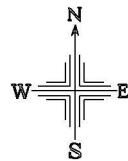
別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

現況農用地等に係る農用地区域

(2) 用途区分

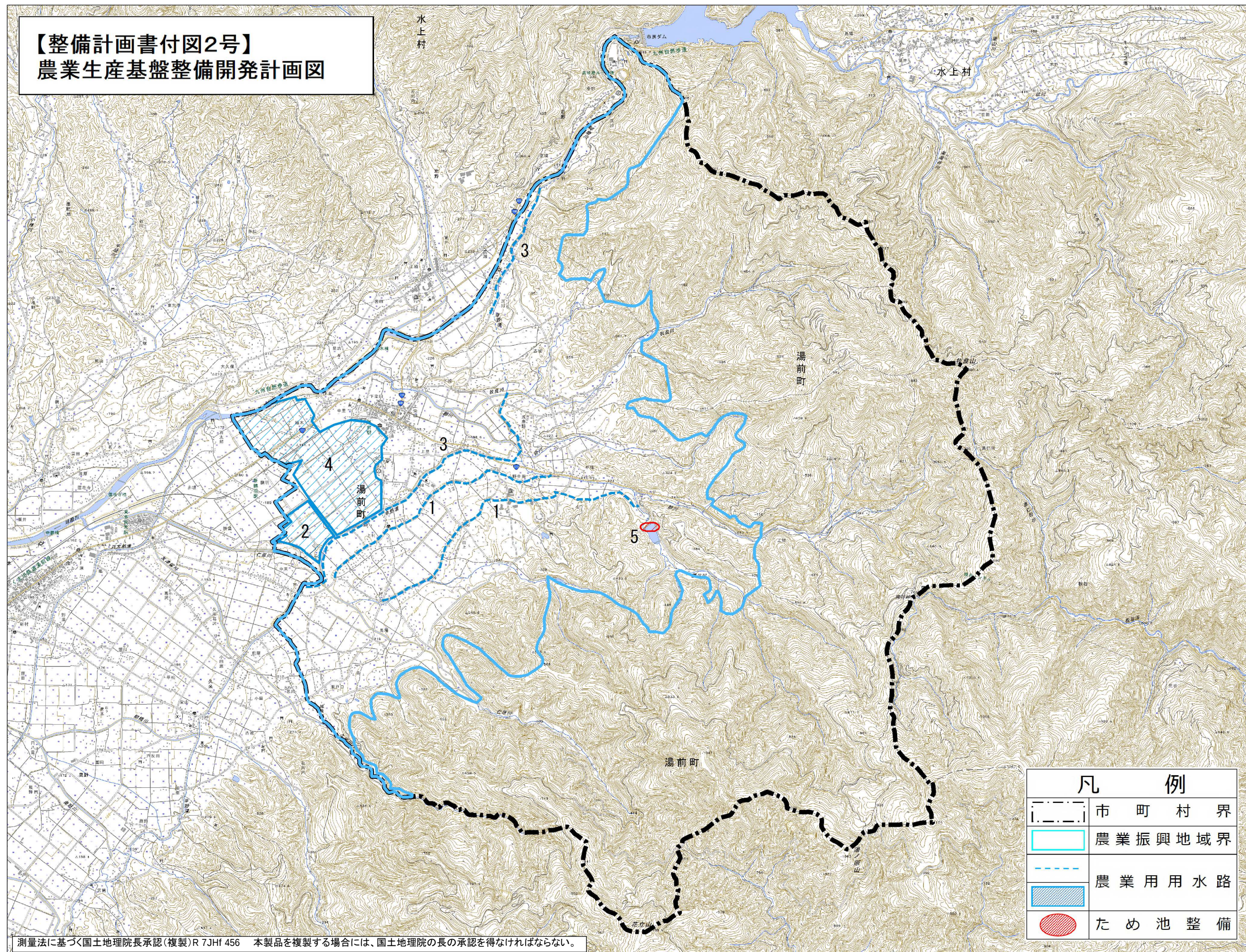
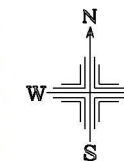
【整備計画書付図1号】
土地利用計画図



凡 例	
	市 町 村 界
	農 業 振 興 地 域 界
	地 区 界
	農 用 地
	農 業 用 施 設 用 地

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 456 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

【整備計画書付図2号】
農業生産基盤整備開発計画図

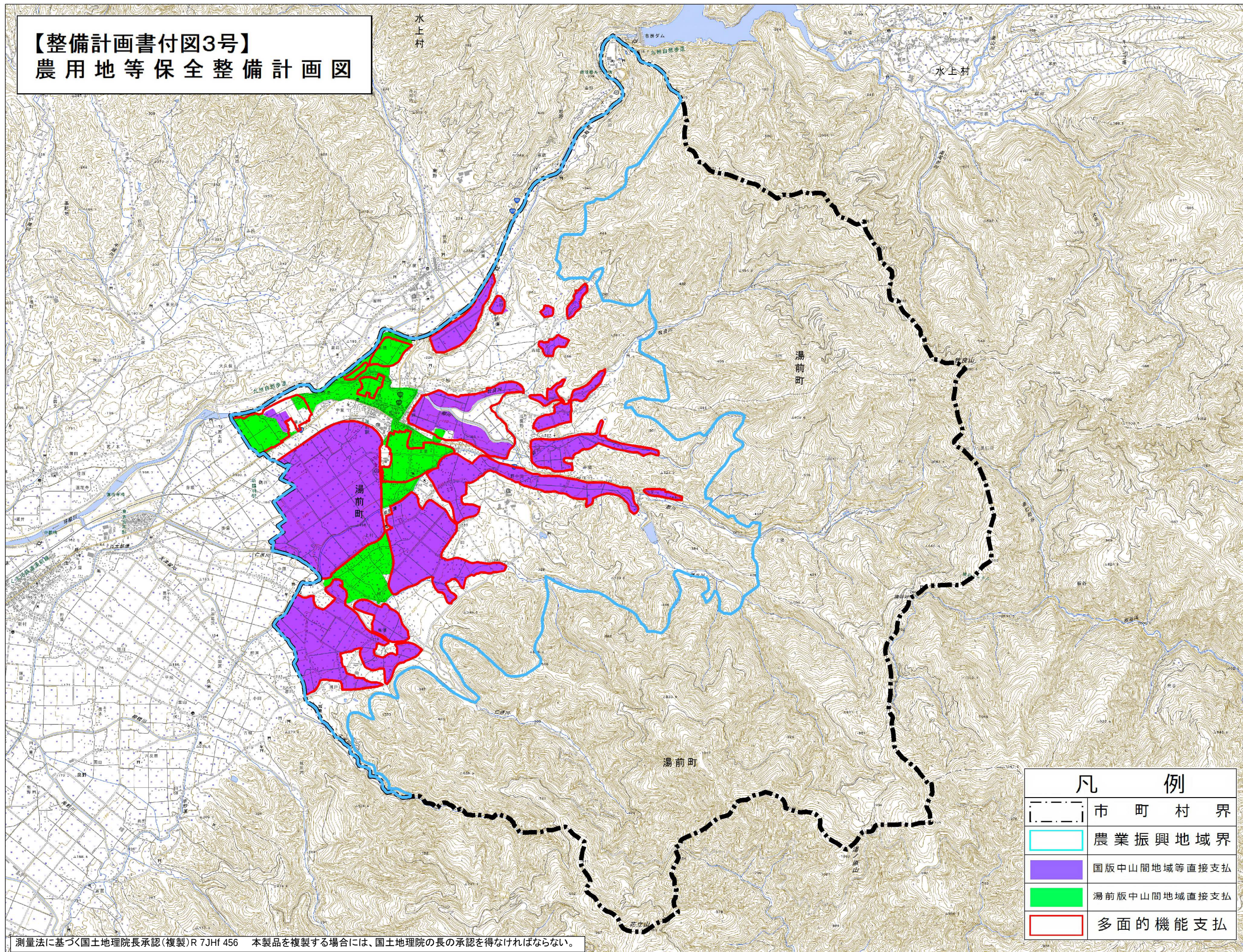
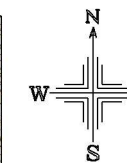


凡 例	
	市 町 村 界
	農 業 振 興 地 域 界
	農 業 用 用 水 路
	た め 池 整 備

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 456 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

S=1:40000

【整備計画書付図3号】
農用地等保全整備計画図



凡 例	
	市 町 村 界
	農 業 振 興 地 域 界
	国版中山間地域等直接支払
	湯前版中山間地域直接支払
	多面的機能支払

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 456 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

S=1:40000